

2024年12月20日 全7頁

# 長寿化で増える認知症者の金融資産残高の将来推計

## 金融犯罪を含む金融面の課題やリスクへの対応も重要

金融調査部 主任研究員 長内 智

### [要約]

- 65歳以上世帯の金融資産残高は、2023年度末(1,129兆円程度)から2035年度末(1,601兆円程度)にかけて1.42倍に増加し、全体に占める比率は51%程度から53%程度まで上昇すると試算される。日本の家計金融資産に関しては、高齢世帯に資産が偏在していることがよく知られているが、こうした状況は当面続き、むしろ偏在度合いは幾分高まる見込みである。
- 認知症・軽度認知障害者の有病率と高齢世帯の金融資産残高のデータに基づくと、認知症者の2023年度末の金融資産残高は126.6兆円程度(全体の5.8%程度)、軽度認知障害者は同167.7兆円程度(同7.6%程度)であったと試算される。2035年度末には、認知症者が221.9兆円(同7.3%程度)、軽度認知障害者が251.8兆円程度(同8.3%程度)となり、今後10年程度で、それぞれ95兆円程度、84兆円程度増加すると試算される。
- 日本のような「超高齢社会」において、高齢者は、金融犯罪を含む様々な金融面の課題やリスクに備えておくことが重要となる。金融経済教育などを通じて、国民が超高齢社会において有用と考えられる金融商品・サービスなどに関する知識を学べるようにすることが望ましい。また、金融機関や地方自治体、地域包括支援センターなどの地域機関が連携して高齢者支援を行うことも重要になると考える。

## はじめに～金融面における長寿化の影

日本では人口減少が続く一方、長寿化の進展などにより高齢者数は減少せず、認知症者(うち65歳以上の高齢者)数は増加傾向が続いている。こうした中、今後も高齢者および認知症者の保有する金融資産残高は増加し、それに伴い、金融面の課題やリスクが一層深刻化する可能性がある。そこで、本稿では、日本の高齢者や認知症者の人口動態等を確認した上で、将来の保有金融資産残高を試算する。さらに、高齢者が直面するリスクとして金融犯罪被害の現状を確認するとともに、超高齢社会において有効と考えられる金融商品・サービスを整理する。

## 1. 長寿化の進展と認知症者数の増加

### (1) 人口減少下でも高齢者数は減らず

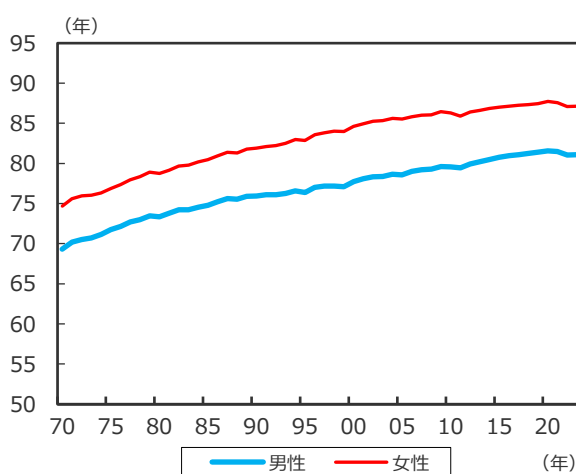
日本は、医療水準の高さや医療アクセスの容易さ、健康的とされる食生活などを背景に、世界有数の長寿国として知られている。平均寿命は、2023年時点で男性が81.09年、女性が87.14年であり、男女とも過去50年間で10年以上、延びている（図表1）。今後も平均寿命は延びていくと予測<sup>1</sup>されており、将来的に「人生100年時代」と呼べる時代が到来する可能性もある。

少子化の急速な進展に伴い、日本はすでに人口減少社会に突入しているものの、長寿化と人口の多い「団塊世代」（1947～1949年生まれ）の影響などを背景に、65歳以上の高齢者数はまだ減少傾向に転じていない（図表2）。これまでの少子化と長寿化によって65歳以上人口比率（高齢化率）は上昇傾向が続いており、足元で3割弱である同比率は、非常に緩やかなペースで今後も上昇していく見込みである。また、日本では、長寿化の進展などにより75歳以上の「後期高齢者」の人口が増加傾向にあり、2023年に初めて2,000万人を超えた。なお、来年の2025年は、「団塊世代」の全員が後期高齢者となる年であり、高齢化に関する議論において「2025年問題」として注目されることも多い。

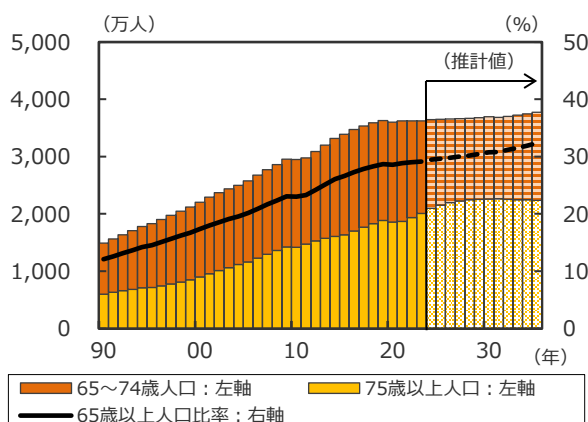
### (2) 認知症者数は10年で約94万人増加へ

長寿化の進展は社会的に好ましいと考えられる一方、それに伴い、認知機能に問題を抱える人の増加という難題に直面することになる。国立大学法人九州大学（2024）によると、2025年の65歳以上の認知症者数は471.6万人（有病率は12.9%）、認知症と健常状態の中間にあたる軽度認知障害者（MCI：Mild Cognitive Impairment）数は564.3万人（同15.4%）であり、2035年には、それぞれ565.5万人（同15.0%）、607.7万人（同16.1%）になると推計される（次頁図表3）。つまり、今後10年程度で認知症者数は約94万人、軽度認知障害者数は約43万人も増加することになる。2035年以降は、横ばい圏もしくは微増の推移が見込まれている。

図表1：平均寿命の推移

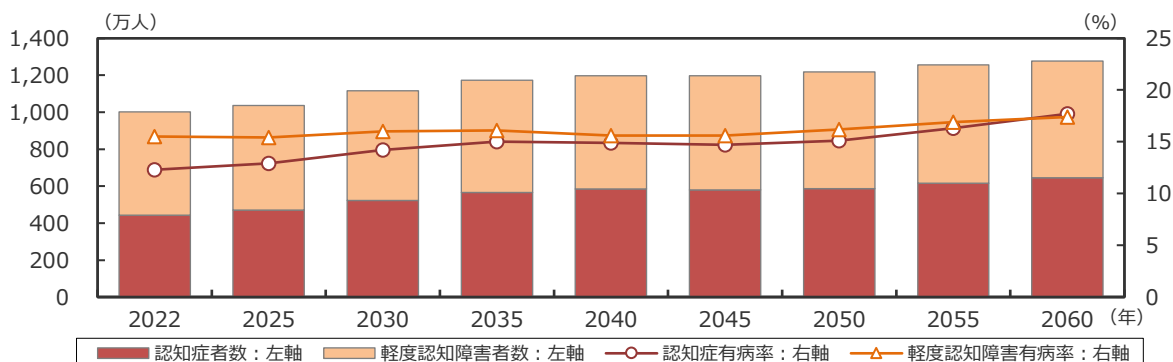


図表2：65歳以上の人口・人口比率



<sup>1</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」による。

図表 3 : 認知症・軽度認知障害者数と有病率（65 歳以上）の将来推計



(注) 2022年以降の性年齢階級別有病率は一定と仮定されており、人口分布の変化を反映した形となっている。

(出所) 国立大学法人九州大学 (2024) 「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究 報告書」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業) 研究代表者 二宮利治) より大和総研作成

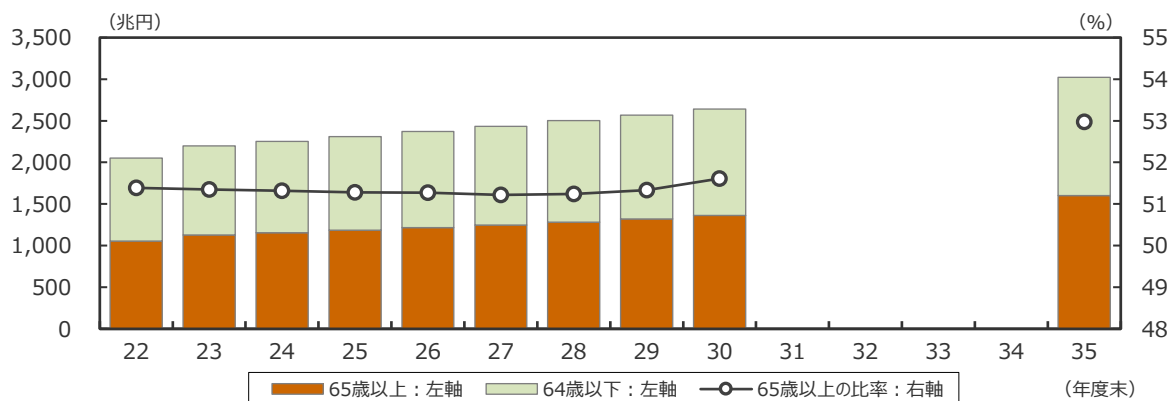
## 2. 認知症・軽度認知障害者の金融資産の推計

### (1) 高齢世帯の金融資産保有比率は5割超

日本では、労働力の中核をなす生産年齢人口（15～64歳）が1995年、総人口が2008年にピークをつけてから減少傾向に転じているものの、家計の貯蓄（黒字）の積み上がりや株価指数の上昇等により、家計金融資産残高は増加傾向が続いてきた。今後も日本の名目GDP（国内総生産）が増加していく中で、家計金融資産残高は拡大傾向が続き、2035年度末には3,022兆円程度になると試算される（図表4）<sup>2</sup>。この水準は、2023年度末（2,199兆円程度、速報ベース）の1.37倍程度（年率+2.7%）に相当する。

65歳以上世帯の金融資産残高は、2023年度末（1,129兆円程度）から2035年度末（1,601兆円程度）にかけて1.42倍に増加し、全体に占める比率は51%程度から53%程度まで上昇すると試算される。日本の家計金融資産に関しては、高齢世帯に資産が偏在していることがよく知られているが、こうした状況は当面続き、むしろ偏在度合いは幾分高まる見込みである。

図表 4 : 家計金融資産残高の将来推計（65歳以上、64歳以下）



(注) 試算値であり、幅を持ってみる必要がある。2034～2035年度の家計金融資産残高は「日本経済中期予測」の平均的な伸び率で増加すると仮定。2031～2034年度末は年齢階級別世帯数の将来推計値を利用できず、データなしとしている。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）- 令和6（2024）年推計 -」、総務省「2019年全国家計構造調査」、日本銀行「資金循環統計」、大和総研「日本経済中期予測」（2024年）より大和総研作成

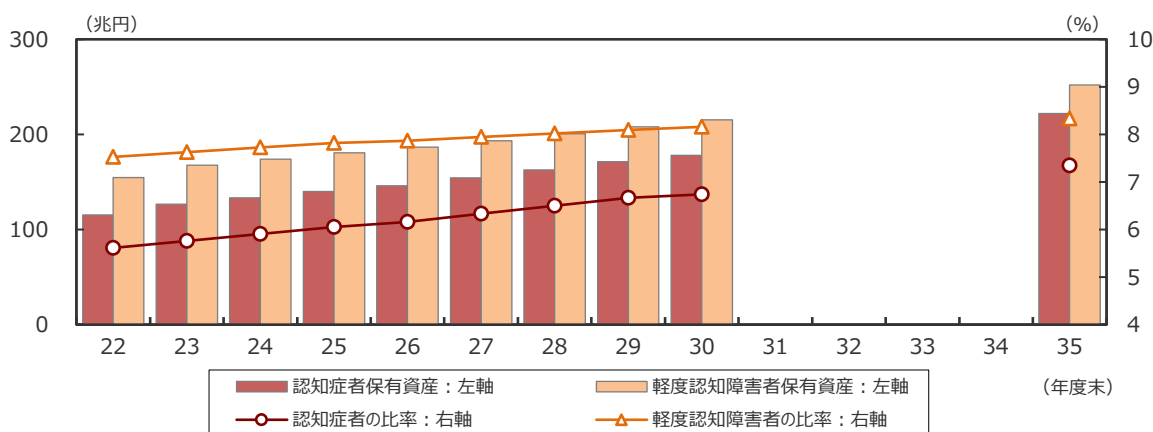
<sup>2</sup> 当試算については、内野・長内・森（2024）を参照されたい。

## (2) 認知症者の金融資産は 222 兆円へ

これまで見てきた認知症・軽度認知障害者の有病率と高齢世帯の金融資産残高のデータに基づくと、認知症者の 2023 年度末の金融資産残高は 126.6 兆円程度（全体の 5.8%程度）、軽度認知障害者は同 167.7 兆円程度（同 7.6%程度）であったと試算される（図表 5）。両者の合計は 294.3 兆円程度であり、すでに家計金融資産残高全体の 1 割を超える水準（同 13.4%程度）になっている。さらに、2035 年度末には、認知症者が 221.9 兆円（同 7.3%程度）、軽度認知障害者が 251.8 兆円程度（同 8.3%程度）となり、今後 10 年程度で、それぞれ 95 兆円程度、84 兆円程度増加すると試算される。

日本では、政府の「資産所得倍増プラン」の柱として、新しい少額投資非課税制度（新 NISA）が 2024 年 1 月に開始するなど、足元で「貯蓄から投資へ」の機運が高まっている。こうした状況は、日本の家計金融資産残高の拡大にとって追い風となろう。また、世帯・個人単位で見ると、総金融資産もしくは純金融資産が 5,000 万円、1 億円を超えるような準富裕層や富裕層の増加も見込まれる。しかし同時に、認知機能に問題を抱える人の金融資産残高も増加していく中、それに伴う金融犯罪リスクの増大や資産管理の重要性などについて再認識しておくことも大切となる。

図表 5：家計金融資産残高の将来推計（認知症者、軽度認知障害者）



- (注1) 試算値であり、幅を持ってみる必要がある。2034～2035年度の家計金融資産残高は「日本経済中期予測」の平均的な伸び率で増加すると仮定。2031～2034年度末は年齢階級別世帯数の将来推計値を利用できず、データなしとしている。
- (注2) 国立大学法人九州大学（2024）の認知症・軽度認知障害の年齢別有病率（男女計）を利用した試算値。
- (出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）－令和 6（2024）年推計－」、国立大学法人九州大学（2024）「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究 報告書」（令和 5 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）研究代表者 二宮利治）、総務省「2019年全国家計構造調査」、日本銀行「資金循環統計」、大和総研「日本経済中期予測」（2024年）より大和総研作成

## 3. 高齢者の金融犯罪被害と金融面の課題

### (1) 犯罪被害者になりやすい高齢者

日本では、高齢者などを狙った「特殊詐欺」をはじめとする金融犯罪が大きく社会問題化している。一般に、高齢者は、金融資産を多く保有しており、かつ判断能力や認知能力が低下していることなどから、金融犯罪の被害者になりやすい。

警察庁によると、2023年の特殊詐欺の認知件数は19,038件、被害額は452.6億円であり、特殊詐欺の被害は深刻な状況にあるといえる。特殊詐欺被害者のうち65歳以上の高齢者の比率は78.4%とかなり高い(図表6)。特殊詐欺の内訳について同比率を確認すると、「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」については9割を超えている。

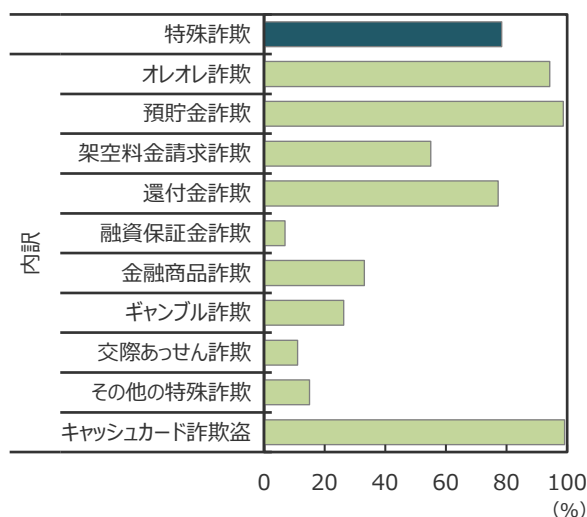
また、近年注目されているのがSNS(社会交流サイト)を通じた詐欺被害である。警察庁の調査によると、「SNS型投資詐欺」の2023年1月から2024年9月までの被害件数は5,092件、被害額は約703.4億円に達する。被害者のうち60代以上の比率は、全体で44.7%(男性は48.1%、女性は40.7%)となっている(図表7)。高齢者のSNSの利用率は若い世代に比べて低い、それでも「SNS型投資詐欺」の被害者の比率は4割超と高い。現状、国民の投資に対する関心が高まる裏で、高齢者の投資詐欺被害が拡大している。

こうした中、政府は、2024年6月18日に「国民を詐欺から守るための総合対策」をとりまとめた。「SNS型投資詐欺」に関する対策としては、①被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等、②SNS事業者等による実効的な広告審査等の推進、③なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進、④大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置の義務付け等、⑤知らない者のアカウントの友だち追加時の実効的な警告表示・同意取得の実施等、⑥SNSの公式アカウント・マッチングアプリアカウント開設時の本人確認強化、などが示された。

さらに、金融庁は、2024年10月1日に「SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」を設置した。これは、投資詐欺を目的とするようなSNS上の広告等の削除に向けて、しっかりと情報収集を行い、SNS事業者等と連携し対応を実施するためのものである。

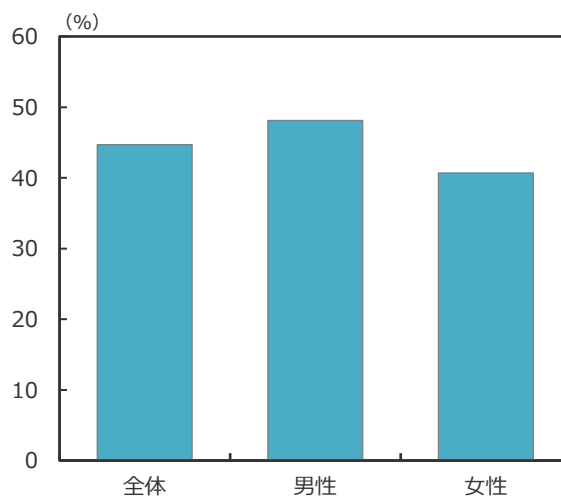
今後も政府による対策を継続・強化すること等により、高齢者の金融犯罪被害が減少することに期待したい。他方、日本のような「超高齢社会」(高齢化率21%以上)において、高齢者は、金融犯罪を含む様々な金融面の課題やリスクに備えておくことも重要となっている。

図表6：特殊詐欺被害者のうち65歳以上の比率(2023年)



(出所) 警察庁より大和総研作成

図表7：SNS型投資詐欺被害者のうち60代以上の比率(2023年1月～2024年9月)



(注) 特殊詐欺の調査とは別に調査している。

(出所) 警察庁より大和総研作成



## (2) 高齢者向けの金融商品・サービス

超高齢社会において有用と考えられる金融商品・サービスと顧客本人（個人）の対応を一覧で整理したのが図表8である<sup>3</sup>。今回は、①資産管理・保全、②資産移転（相続贈与など）、③資産運用・取り崩し、④老後資金の備え、⑤（参考）非金融サービス、に分類した。

金融リテラシーが高く、すでに図表8で示した各種金融商品・サービスを活用しているような人は、超高齢社会における金融面の課題やリスクに対する耐性も高いと考えられる。ただ現実には、これらの金融商品・サービスは家族や近親者等が関わるものも多く、その場合、関係者の間でコミュニケーションや合意をしっかりと取る必要があるなど、個人で完結する通常の金融商品・サービスに比べて利用のハードルは高い。例えば、生前贈与は、将来の相続人の間で争い（「争族」）に発展するリスクが知られている。また、高齢の親に対し、銀行の代理人カード作成や証券口座の代理人の指定について提案しても、親が自身の認知機能の低下や金融リスクを認めずに断わるといったケースも考えられる。

こうした中、金融経済教育などを通じて、国民が今回取り上げた超高齢社会の金融商品・サービスの知識を学べるようにすることが望ましい。また、金融機関や地方自治体、地域包括支援センターなどの地域機関が連携して高齢者支援を行うことも重要になると考える。

図表8：超高齢社会の金融商品・サービスと顧客本人の対応

分野	具体例
資産管理・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 後見制度支援信託・支援預金、解約制限付信託などの成年後見制度を補完する商品</li> <li>■ 家族を受託者として資産管理を委託する民事信託のスキーム組成支援、民事信託専用口座の開設</li> <li>■ 高齢顧客の金融取引を家族や親族へ自動配信するサービス（デビットカード、家計簿アプリなど）</li> <li>■ 認知症や金融詐欺が疑われる取引を検知するシステム・サービス</li> <li>■ 記憶能力が低下し、パスワードが思い出しづらい高齢者のための生体認証機能のATM等への導入</li> <li>● リスクの高い金融商品の保有比率を引き下げ、保有している金融商品数の削減・集約化</li> <li>● 銀行口座や証券口座の集約化、各口座について家族内で情報共有化</li> <li>● 銀行の代理人カードの作成、証券口座の代理人の指定、後見制度・関連商品等の利用</li> </ul>
資産移転（相続・贈与など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遺言信託、遺産整理業務、遺言代用信託などの相続関連商品</li> <li>■ 暦年贈与信託、教育資金贈与信託などの各種税制優遇制度を活用した資産移転</li> <li>■ 生存給付金付定期保険（保険の仕組みを用いた生前贈与）</li> <li>■ 相続・生前贈与機能付きのラップ口座</li> <li>■ 必要書類のデジタル化や共有化を通じた相続手続き時間の短縮、負担の軽減</li> <li>● 生前贈与、遺言書作成等の終活、分割しにくい資産対策の実施（生命保険や預金などで準備）</li> </ul>
資産運用・取り崩し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定期売却サービス付きの投資信託（定額・定率・期間指定）や取り崩し機能付きのラップ口座</li> <li>■ リバースモーゲージなど住宅資産の活用・金銭化サービス</li> <li>■ 経験豊富な営業員による資産運用・取り崩しアドバイス</li> <li>● 投資信託の定期売却サービスやラップ口座の取り崩し機能、リバースモーゲージの利用</li> </ul>
老後資金の備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 長生きリスクへの対応：終身年金（トンチン年金含む）</li> <li>■ 認知機能低下リスクへの対応：認知症保険（健康増進型を含む）</li> <li>● 終身年金、認知症保険の利用</li> </ul>
(※参考) 非金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 高齢顧客の家族や親族との連携（顧客の家族等の連絡先の取得など）</li> <li>※ 認知機能の判断ツールや認知症予防プログラムなどの提供</li> <li>※ 家事代行・見守りサービス、住宅リフォーム・建替え、介護施設紹介など</li> <li>※ 自治体や地域包括支援センターなど関連機関との連携（地域包括ケアシステムとしての取り組み）</li> </ul>

(注) 表中の■が金融機関の金融商品・サービス、●が顧客本人の対応であり、両者は表裏一体の面もある。他の整理方法もあり得る。  
(出所) 各種資料より大和総研作成

<sup>3</sup> 超高齢社会における地域金融の対応に関しては、森（2018）を参照されたい。

## おわりに～資産形成からお金の終活へ

現在、周囲を見渡せば、高インフレや年金不安など老後生活が心配になるような情報が数多く存在し、老後の資産形成に向けて 2024 年 1 月に開始した新 NISA を始める人も増えている。このような国民の資産形成に対する前向きな動きを踏まえると、今年は、「貯蓄から資産形成へ」もしくは「貯蓄から投資へ」が明確に進展した年といっても過言ではないだろう。

今後も資産形成の流れを持続させていくことが大切である一方、超高齢社会かつ高齢者に金融資産が偏在している日本では、高齢者が直面しやすい金融面の課題やリスクに対応することも重要な課題となる。国内で社会問題化している金融犯罪については、老後のために一生懸命蓄えた大金を失うという深刻な被害も生じており、政府のさらなる対策強化などが必須と考える。また、個人においては、自らのライフステージを考慮した上で、高齢に近づく中で資産形成から「お金の終活」へと金融行動を徐々にシフトさせていくことなども検討されたい。

### <参考文献>

- 内野逸勢、長内智、森駿介（2024）「日本のウェルスマネジメント市場のポテンシャルを探る～大和総研『日本経済中期予測』に基づく将来推計～」、2024 年秋季号、Vol. 56、pp. 4-21  
[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20241024\\_030152.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20241024_030152.html)
- 長内智（2022a）「老後に向けた資産形成で再認識したい高インフレへの備え～食料・エネルギー価格高騰で急激に悪化した暮らし向き」、大和総研レポート、2022 年 6 月 24 日  
[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20220624\\_023129.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20220624_023129.html)
- 長内智（2022b）「高インフレに脆弱な老後生活への備え」、『KINZAI Financial Plan』、2022 年 8 月号、pp. 52-53、一般社団法人金融財政事情研究会
- 長内智、藤原翼（2021）「新型コロナ下での家計金融資産の動向と 2021 年の展望～『つみたて NISA』の成功体験が家計の長期資産形成の追い風へ」、大和総研レポート、2021 年 1 月 4 日  
[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20210104\\_022002.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20210104_022002.html)
- 国立大学法人九州大学（2024）「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究 報告書」（令和 5 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）研究代表者 二宮利治）
- 藤原翼、長内智（2021）「今後 10 年の家計金融資産分布と次世代金融ビジネスへの示唆～重要度が増す後期高齢者対応と団塊ジュニアへのアプローチ」、大和総研レポート、2021 年 9 月 22 日  
[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20210922\\_022544.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20210922_022544.html)
- 森駿介（2018）「金融ジェロントロジーの観点で見る地域金融～超高齢社会における地域金融の対応～」、大和総研レポート、2018 年 11 月 7 日  
[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20181107\\_020425.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20181107_020425.html)